

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回 所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成30年8月22日(水) 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	上下水道局庁舎 3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	天田 雅一、内田 喜久男、柿木 薫、門永 昌子、下田 正樹 仲 志津江、馬場 正通、藤井 かおり、宝利 真弓 宮崎 親男、毛利 吉成、守谷 照雄、山崎 二三子 横溝 哲夫(50音順)
欠 席 者 の 氏 名	藤原 明美(1名)
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 所沢市の下水道整備概要について (2) 第4期市街化調整区域の整備計画区域について (3) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会 次第 ・平成30年度 所沢市上下水道事業運営審議会 委員名簿 ・第1回 所沢市上下水道事業運営審議会 会場図 ・資料1-1 所沢市の下水道整備概要について ・資料1-2 第4期市街化調整区域の整備計画区域について ・資料1-3 受益者負担金制度について ・資料1-4 第1次市街化調整区域下水道整備計画(案)について(答申)の写し、第1次市街化調整区域下水道整備計画の一部抜粋 ・資料1-5 所沢市上下水道事業運営審議会 開催スケジュール(案) ・「所沢市の水道と下水道」パンフレット

担 当 部 課 名	上下水道局	上下水道事業管理者	中村 俊明
	上下水道局	局長	玉川 明男
	上下水道局	次長	肥沼 宏至
	総務課	課長	磯 稔
	経営課	課長	小池 純一
		経営戦略担当主幹	細田 和彦
	窓口サービス課	課長	守谷 秀明
	下水道整備課	課長	根岸 清
		主査	井上 直樹
	下水道維持課	課長	吉田 進一
		主査	粕谷 憲之
		主査	井上 大輔
	経営課	副主幹	田島 幸雄
	(事務局)	主任	西久保 彩香
		主任	内野 直人
上下水道局経営課 電話04 (2921) 1087			

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・上下水道事業管理者挨拶 ・委員自己紹介 ・事務局（上下水道局職員）自己紹介 ・会議資料の確認 ・会議の成立の報告 ・会長・副会長の選出、挨拶 会長 下田正樹 委員、副会長 内田喜久男 委員 ・諮問書の受け渡し <p>2. 下田会長の議事により進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開の確認 ・会議録作成方法等決定 発言委員名を明記する要約方式、会議録は会長による確認を経て確定 ・傍聴希望者の確認（希望者なし） <p>3. 議事</p> <p>(1) 所沢市の下水道整備概要について</p> <p>議題「(1) 所沢市の下水道整備概要について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>下水道整備課長 (資料 1-1、1-4、パンフレットに基づき説明)</p> <p>下田会長 ただ今の説明につきまして、疑問等ございましたら挙手をお願いします。</p> <p>柿木委員 資料 1-1 で平成 25 年に所沢浄化センターが廃止とされています</p>

	が、その理由について説明願います。
下水道整備課長	平成 24 年度に県の荒川右岸流域下水道による下水道処理施設が増設され、所沢市のすべての汚水を県の施設で処理できるようになりましたことから、所沢浄化センターを廃止したものです。
仲委員	平成 13 年の第 1 次市街化調整区域下水道整備計画（以降、第 1 次整備計画）の策定時に、20 年間（平成 15 年度～平成 34 年度）で整備する区域が決められたということによろしいですか。
下水道整備課長	そのとおりです。
	(2) 第 4 期市街化調整区域の整備計画区域について
下田会長	議事「(2) 第 4 期市街化調整区域の整備計画区域について」、事務局から説明をお願いします。
下水道整備課長	(資料 1-2 に基づき説明)
下田会長	ただ今の説明につきまして、疑問等ございましたら挙手をお願いします。
横溝委員	資料 1-2 の中で着色されていない部分は、すでに下水道が整備されているということですか。また、県立狭山自然公園の上の部分及び狭山湖周辺は、まだ下水道が整備されていないと思いますが、その辺の計画はどうなっているのでしょうか。
下水道整備課長	中央部分は市街化区域となるため、下水道の整備は概ね完了しています。 2 点目の狭山湖周辺部ですが、第 1 次整備計画の範囲に入っていないため、今後第 2 次整備計画の方向性を検討する中で、運営審議会におきましても、改めてご意見をいただくものと考えています。
守谷委員	資料 1-4 の平成 13 年の答申について、計画書の 1 ページに、市街化調整区域の下水道事業未認可取得面積は約 3,612ha（ヘクタール）とあります。この段階において、そのうち約 1,388.8ha を

<p>下水道整備課長</p>	<p>下水道整備計画で予定していたという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>さらに、このうちの約 835.5 h a が第 1 次整備計画として整備を進めている、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>現在、約 835.5 h a のうち、どの程度を整備しているのですか。</p> <p>委員ご認識のとおり、約 3,612 h a のうち、約 1,388.8 h a が市街化調整区域の中で整備を進めるとした面積です。そのなかで、約 835.5 h a を第 1 次整備計画の対象としていますが、この約 835.5 h a のうち、「宅地」「現況宅地」（以降、現況宅地等）が実際に整備対象とする面積で、その合計が約 482 h a になります。第 3 期市街化調整区域下水道整備事業（以降、第 3 期整備事業）を終了いたしますと、約 482 h a の内、約 412 h a 程度の整備が完了いたします。</p> <p>このことによりまして、第 1 次整備計画の約 85% が終了する見込みです。</p>
<p>下田会長</p>	<p>482 h a のうち 412 h a が終了するという事は、資料 1-2 の資料で示す第 4 期市街化調整区域下水道整備事業（以降、第 4 期整備事業）（黄色）の部分が残りの 70 h a である、ということですか。</p>
<p>下水道整備課長</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>下田会長</p>	<p>現在は第 3 期整備事業（桃色）の区域を整備していると思いますが、先程の説明だと全体の約 85% が終了するという事でした。残り 15% というのは第 3 期整備事業（桃色）の残りが 15% という事でしょうか。どの辺が未整備なのですか。</p>
<p>下水道整備課長</p>	<p>残り 15% が第 3 期整備事業（桃色）内にあるのではなくて、着色してある第 1 次整備計画のうち、今後整備する第 4 期整備事業の面積（黄色）が、第 1 次整備計画の約 15% という比率となります。</p>
<p>下田会長</p>	<p>第 3 期整備事業（桃色）は、どの程度整備が進んでいるのですか。</p>
<p>下水道整備課長</p>	<p>第 3 期整備事業（桃色）の部分の面積は 126 h a ございます。</p> <p>平成 29 年度末までに 95 h a 終了していますので、約 75% が整備済みとなります。</p>

馬場委員	<p>冊子「所沢市の水道と下水道」の10ページの下から4行目に「現在、所沢市の下水道普及率は93.7%となっています」との記載があります。</p> <p>一方、資料1-4の中の計画書の1ページ、「1. 市街化調整区域下水道整備計画の概要について」のはじめには「第4期整備事業完了後の下水道普及率は約89%になる見込みであります。」との記載があります。数値が異なる理由はなぜでしょうか。</p>
上下水道局長	<p>資料1-4の記載につきましては、第1次整備計画を策定した平成13年当時に、20年後の行政人口を見込んで算出したものです。その予想に誤差がございまして、結果として普及率の数字に相違が生じているという状況です。</p>
下田会長	<p>「(2) 第4期市街化調整区域の整備計画区域について」に関しては、事務局案について説明がありましたが、その説明のとおりということでしょうか。</p>
委員一同	<p>～ 一同了承 ～</p>
下田会長	<p>では、「(2) 第4期市街化調整区域の整備計画区域について」は事務局案のとおりとします。</p> <p>(3) その他</p>
下田会長	<p>議事「(3) その他」について、事務局から何かありますか。</p>
下水道維持課長	<p>それでは、受益者負担金制度について、その概略を説明いたします。(資料1-3に基づき説明)</p>
下田会長	<p>ただ今の説明につきまして、疑問等ございましたら挙手をお願いします。</p>
仲委員	<p>他市の受益者負担金の状況ですが、川越市は690円/㎡ということで所沢市と比較するとかなり低い金額になっています。これは川越市の設定年度が平成8年と、設定時期が早いことが理由ですか。</p>

下水道維持課長	<p>受益者負担金の設定については、各市の状況や考え方により違いがありますことから、金額に差が生じることとなります。</p> <p>川越市につきましては、平成 8 年に 25 年間の認可を取り、当初のままであることから、このような金額になったと考えられます。</p>
毛利委員	<p>資料 1-3「県内の主な市町の受益者負担金単位負担金額状況表」（以下、近隣状況一覧）によれば、所沢市の市街化区域は平成 11 年度から改定がないということでしょうか。</p>
下水道維持課長	<p>平成 11 年度に金額を設定し、整備に 5 年を要するため、平成 15 年度までの設定という事になります。</p> <p>また、平成 15 年度をもって、本市の市街化区域の下水道整備事業は完了しているため、その後の改定は行われていない状況です。</p>
毛利委員	<p>受益者負担金は、地理的な条件や人口、普及率などで金額が変わるのでしょうか。設定の仕方は同じ条件ではないのでしょうか。</p>
下水道維持課長	<p>基本的な計算方法では、整備に要する総事業費を算出し、そこから国からの補助金対象額を控除した金額（市が単独で負担する金額。以降、単独事業費）を計算して、これを整備する面積（㎡）で除して求めます。さらに、算出された金額に負担率を乗じて実際の負担額とします。なお、この負担率の設定は、各事業体の状況や考え方によって異なります。</p>
毛利委員	<p>行政によって政治的な配慮や情勢もあることと思いますが、一般的な負担の見直し時期はいかがですか。</p>
下水道維持課長	<p>通常は 5 年に 1 度、5 年単位で国が認可の変更を受け付けていますので、その都度、受益者負担金を設定することが一般的です。</p>
毛利委員	<p>所沢市は今回の諮問でどうしたいのでしょうか。本諮問書では、何を諮問して何を期待しているのでしょうか。</p>
横溝委員	<p>毛利委員のご指摘もありましたが、近隣状況一覧は古いものから新しいものまで記載されています。最新のデータで揃えていただか</p>

<p>下水道維持課長</p>	<p>ないとわかりません。特に今回諮問されている市街化調整区域の設定年度については、最新のデータでないと意味がないのではないのでしょうか。</p> <p>資料の近隣状況一覧は最新の情報です。年度が古い部分につきましては、その後下水道整備事業を進めていないなどの理由から、負担金について新たに設定していないことを示しています。</p> <p>この度の第1回審議会におきましては、委員の皆様には下水道事業の仕組みや所沢市の下水道事業の概要、第4期整備事業の区域概要をご説明することが目的でした。本日の審議会で大まかな事業区域につきましてご提示しましたけども、現在、受益者負担金を賦課する対象面積の確定作業を進めているところです。</p> <p>そのため、正式な受益者負担金の設定につきましては、第2回審議会以降で委員の皆様にご審議をお願いしたいと考えています。</p>
<p>柿木委員</p>	<p>近隣状況一覧では川越市が25年の認可を取得している一方で、所沢は5年単位で実施しています。</p> <p>認可の認定期間が違うので、長期間負担金額の改定が行われていない自治体もあるようですが、認可の期間に差があるのはなぜですか。</p>
<p>下水道維持課主査</p>	<p>川越市と所沢市の違いについてご説明させていただきます。</p> <p>川越市の場合は、広い範囲を平成8年度に区域と定め、当時の物価や、人件費、材料費等を勘案し、あわせて負担率を定め、当時の審議会で690円/㎡と決定したものです。負担金徴収の方法としては、整備の進捗に応じて、下水道が使えるようになった時点で受益者負担金を賦課しているようです。</p> <p>所沢市の場合は5年ごとに区域を定め、その都度、5年間の整備に係る費用を算出し、受益者負担金を審議会で決定させていただいています。</p> <p>近隣状況一覧に古いものがあるとの指摘をいただきました。これは、市によって市街化調整区域の下水道整備を進めている市と、そうでない市があること、また、市の財政的な事情や方針の変更等により途中で調整区域の下水道整備が止まってしまうと、近隣状況一覧の年度や金額は更新されないままとなること、といった事由によりまして、最新のデータとして古い年度のものが記載されてし</p>

<p>上下水道局長</p>	<p>まうものです。</p> <p>追加でご説明申し上げます。</p> <p>先ほどご承認いただいた第4期整備事業の整備区域にかかる事業費については、概算で44億円程度を見込んでいます。受益者負担金の算出にあたっては、「現況宅地等」の部分が対象であり「山林」や「畑」は除外されるため、現在、実際の整備対象面積を確定する作業を行っています。作業後に単位負担金額を算出してご提示する予定です。</p> <p>面積がかなり減少するため、その際、単位負担金の額も高額になることが予想されます。また、今回の資料1-3の4ページ「単位負担金額一覧」でお示した「〇〇負担区」ですけれども、これも市街化調整区域の1期、2期、3期と数字が合わず、分かりにくい部分がありますが、受益者負担金に着目して、区分けしたものを「負担区」と呼んでおり、流域第4負担区（700円/m²）までが市街化区域の整備にあたります。</p> <p>市街化調整区域の整備に入り、流域第5負担区が第1期、第6負担区が第2期、第7負担区が第3期の市街化調整区域の単位負担金額です。そして、委員の皆様へ審議いただくのが、第8負担区となります。</p> <p>第2回審議会には、単独事業費を、精査した事業対象面積で除したものを提示させていただく予定です。</p> <p>事業費を単純に面積で割るだけでなく、負担があまりに過大になりすぎない様に、従来の事業との負担額の差なども審議いただき、負担率というような任意の数値を乗じて最終的に決定することとなります。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>今まで実施済みの事業について、受益者負担金の過不足等はあるのですか。</p>
<p>上下水道局長</p>	<p>今回の事業費は44億円程度を見込んでいると申しましたが、その中には国からの補助金対象となる工事も含まれます。総事業費の半額の補助金が支給されたと仮定すると、受益者負担金は22億円を面積で除して求めることとなります。実際には、事業を実施する5年の間にも物価が上昇するなど、想定どおりに工事が実施できないことがあります。</p>

	<p>2倍という事はありませんが、通常は当初の見込みよりも事業費が大きくなりますので、余ることはありません。不足分については起債、いわゆる借金で工事費に充てている状況です。</p>
藤井委員	<p>その借金はどうなるのでしょうか。</p>
経営課長	<p>起債分については、複数年掛けて返済することとなります。直接的ではありませんが、皆様からいただいている下水道使用料を、借金の返済に充てていきます。</p>
毛利委員	<p>期待される補助金の額はどの程度でしょうか。</p>
下水道整備課長	<p>総事業費44億円の内、約半分(22億円)が国庫補助対象事業となる見込みです。また補助率は1/2のため、約11億円が補助金となる見込みです。</p>
下田会長	<p>この度の諮問事項は、下水道整備計画区域について、また、下水道整備区域に基づく所沢都市計画事業受益者負担金にかかる単位負担金額について、の二点ということです。</p> <p>下水道整備計画区域については、市では、資料1-2「第4期市街化調整区域の整備計画区域について」の地図上の黄色に着色した部分を、第4期整備事業の区域として整備したいとのことですが、このことについて、委員の皆さんはご了解くださったということでしょうか。</p>
委員一同	<p>～ 一同了承 ～</p>
下田会長	<p>単位負担金額の諮問についてですが、事業の財源としては、国庫補助金、地方債、今回諮問される受益者負担金、その他の一般的な財源があります。その中の受益者負担金の金額については、まず、第4期整備事業の対象地域の内、現況宅地等の部分の面積を算出し、次に、事業対象区域に下水道整備をするために要する総事業費から国庫補助金等を差し引いた単独事業費を算出します。この単独事業費を、算出した面積で除して求められた額が、1㎡あたりの単位負担金額となるということです。その単位負担金額が妥当かどうかを、次回以降の審議会で審議し、決定していきたいという事によろしい</p>

	<p>でしょうか。</p>
上下水道局長	<p>そのとおりです。</p>
下田会長	<p>受益者負担金は、利用する人が支払うべきだという考え方に基づいて、整備事業対象区域に住んでいる方、所有している方、現況宅地等の部分に関わる人に、建設する費用を一部、受益者負担金として賦課する額として設定する、ということによろしいでしょうか。</p>
上下水道局長	<p>そのとおりです。</p>
下田会長	<p>今回の第4期整備事業の対象区域に住居等されている方が、自らの地域の下水道整備に係る費用の一部を、自らの利益となるために負担するという事です。その負担額を、対象区域の方だけでなく、市全体として関わりのある方の中から代表として委員となられた方に、負担額がどの程度が良いのか、市として意見をもらい、答申するという事です。委員の皆さん、よろしいですか。</p>
委員一同	<p>～ 一同了解 ～</p>
下田会長	<p>資料1-3に、今まで下水道整備が行われた際の受益者負担金の金額がありますが、今後、第4期整備事業の対象区域に関わる人たちが負担する金額について、従来と同様の金額なのか、変更するのか、まずは第4期整備事業の事業費がいくらになるのかを算出してみないとわからないため、次回以降、事務局から提案をうけ、金額の妥当性について、各委員から意見を頂くという事によろしいでしょうか。</p>
上下水道局長	<p>そのとおりです。</p>
下田会長	<p>委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>～ 一同了解 ～</p>
門永委員	<p>今回の整備対象区域に住居されている方は、上下水道料金のうち上水道の料金しか支払っていないのですか。それらの方たちの、日</p>

	<p>常の排水はどのように処理されているのでしょうか。</p>
上下水道局長	<p>下水道使用料はいただいていません。</p> <p>お手洗いが汲取り式という方はごく少なく、浄化槽を設置して処理されている方がほとんどではないかと思われます。</p>
門永委員	<p>下水道が整備されれば、浄化槽が不要になり、汚水の排出がスムーズになるという理解でよろしいですか。</p>
上下水道局長	<p>ご認識のとおりです。</p>
下田会長	<p>事務局から、他に何かありますか。</p>
経営課長	<p>この場で、次回のスケジュールについてご提案したいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p>
下田会長	<p>了解しました。お願いします。</p>
経営課長	<p>(資料 1-5 に基づいて説明)</p>
下田会長	<p>次回の開催日は、平成 30 年 10 月 15 日月曜日の午後 2 時から、上下水道局庁舎 3 階大会議室とのことですが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>～ 一同了承 ～</p>
下田会長	<p>以上で本日の議事は全て終了いたしました。議事進行を事務局にお返しします。</p>
	<p>4. 閉会</p>
経営戦略担当主幹	<p>以上をもちまして、第 1 回所沢市上下水道事業運営審議会を閉会とさせていただきます。</p>